

返戻金制度に関する事項

当組合で紹介した求職者が雇用開始日より 6 ヶ月以内に本人の責めに帰す事由により退職に至った場合、求人者及び当該者に退職事由を確認後、求人者より支払われた紹介手数料から以下に定める金額を返戻いたします。

期間	返戻の率
雇用開始から 1 ヶ月未満の退職	紹介手数料の 80%
雇用開始から 3 ヶ月未満の退職	紹介手数料の 50%
雇用開始から 6 ヶ月未満の退職	紹介手数料の 10%

※6 ヶ月以上経過後の退職については、返戻金はありません。

但し、求職者に対する処遇や労働条件が、採用決定時の労働条件と著しく異なる等、求人者の責めに帰す事由による退職の場合は、この限りではありません。

許可番号： 46－ユ－300082

鹿児島県出水市大野原町 854-5

事業所名： マルイ事業協同組合